

②

高齢者医療に係る懇談会
(第2回)

資料

高齢者医療に係る懇談会（第2回）次第

平成27年1月22日(木) 負担軽減対策懇談会終了後
ホテルセントノーム京都 2階 平安の間

1 開 会

2 議 題

- (1) 老人医療助成制度の見直しについて
- (2) その他

3 閉 会

<配布資料>

【資 料】 老人医療助成制度見直し案について

【参 考】 老人医療助成制度の概要、平成19年市町村合意事項

出席者名簿

【市町村等】

役職名	氏名	役職名	氏名
京都府保健福祉局長	高木博司	南丹福社事務所市長	榎本尚
福知山市副市長	伊東尚規	木津川市副市長	田中達男
舞鶴市副市長	木村学	大井山健康福祉部部長	小国俊之
綾部市副市長	上原直人	久御山町副町長	田中悠紀彦
宇治市健康福祉部次長	大下勝宣	井手町副町長	中谷浩三
宮津市民室市長	高村一彦	宇治田原町副町長	田中雅和
亀岡市環境・保険医療担当部長	西田稔	笠置町参事	田中義信
城陽市副市長	出野一成	和束町参事	大西峰夫
向日市健康福祉部市長	植田茂	精住民部部長	寺嶋喜信
長岡京市健康福祉部市長	池田裕子	南山城村副村長	岸本重司
八幡市福祉部市長	茨木章	京丹波町副町長	島中源一
京田辺市副市長	鞍掛孝	伊根町副町長	小西俊朗
京丹後市副市長	大村隆	与謝野町副町長	和田茂
京都府事務局長次会長	山下恭弘	京都府町村振興課会長	藤井敏久

【京都府】

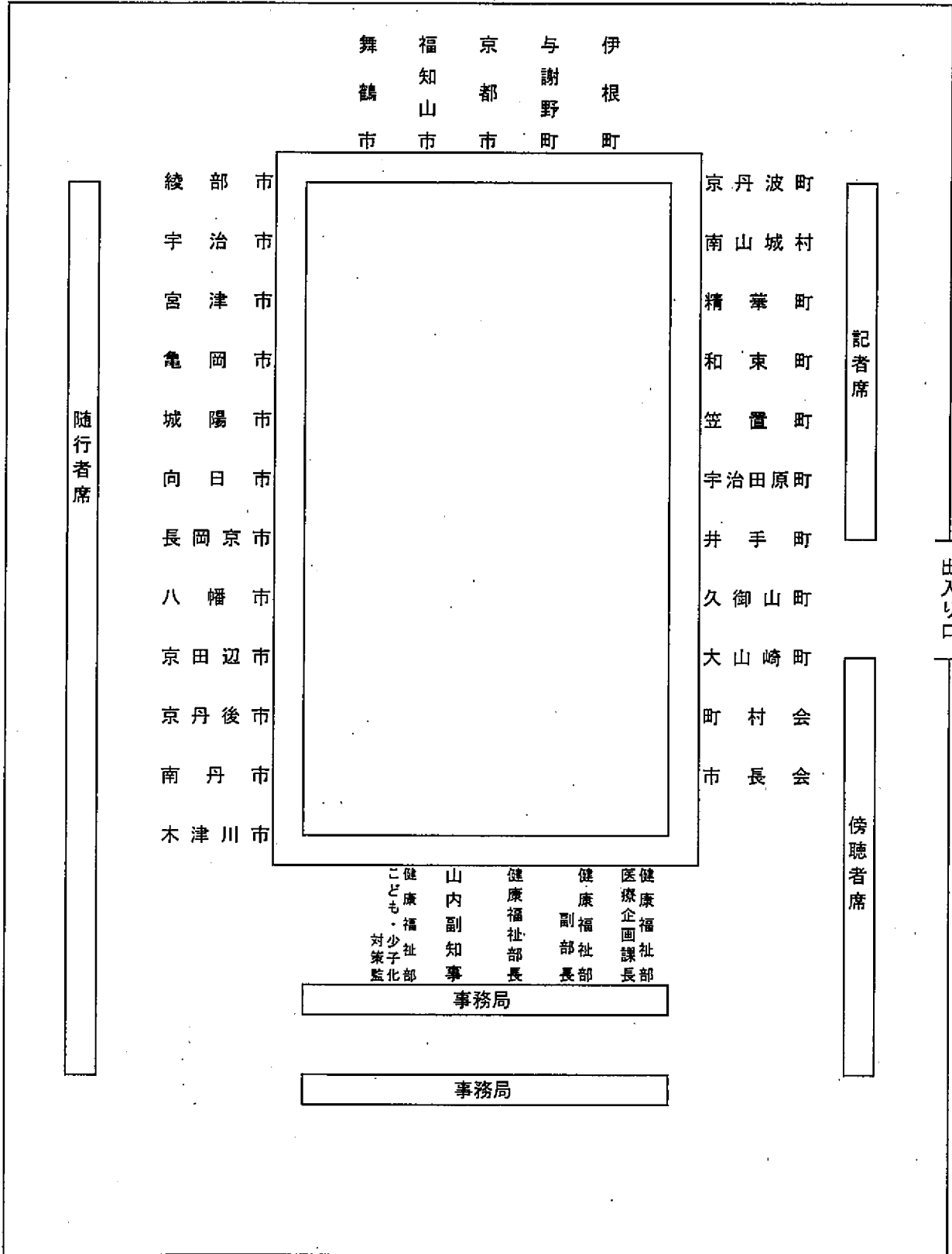
役職名	氏名	役職名	氏名
副知事	山内修一	健康福祉部長	山口寛士
健康福祉部子ども・少子化対策監	松村淳子	健康福祉部副部長	上條正和

高齢者医療に係る懇談会(第2回) 配席図

日時: 平成27年1月22日(木)

少子化・子育て支援に係る経済的負担軽減対策懇談会終了後

場所: ホテルセントノーム京都 2階 平安の間



老人医療助成制度見直し案について

平成27年 1月22日
老人医療助成制度
見直し検討会議

老人医療助成制度見直し検討会議では、平成26年8月の「高齢者医療に係る懇談会」を受け、国の医療保険制度改革に伴って全国的に同様の制度そのものが廃止されている中で、老人医療助成制度を社会情勢の変化に対応し、持続可能で安定的な制度として、いかに維持していくかという観点から、平成19年案をベースに自己負担割合及び世帯類型・所得制限等について検討し、計5回の会議を経て、別紙のとおり見直し案をとりまとめた。

【検討会議 開催状況】

平成26年 9月 9日	第1回開催
平成26年10月 7日	第2回開催
平成26年10月17日	第3回開催
平成26年11月 4日	第4回開催
平成26年11月28日	第5回開催

<別紙>

1 自己負担割合について

案	考え方 平成19年案どおり
	具体案 ○医療保険3割負担を2割負担まで軽減

【検討内容】

- ・ 国制度見直し（70～74歳2割負担）との整合性を図る必要があることから、平成19年案どおり2割とする。

2 世帯類型・所得制限について

案	考え方 平成19年案をベースに所得制限については <u>引き上げ</u>
	具体案 ○世帯類型：廃止 ○所得制限：世帯全員が <u>所得税非課税</u> （現行の一般世帯水準）に一本化 （平成19年案では世帯全員が市町村民税非課税） ※現行制度受給対象年齢者（H27.7.31までに満65歳に達する者）については、満70歳に達するまでの間、現行所得制限を適用

【検討内容（世帯類型）】

- ・ 現行の類型は複雑で、利用者である住民にとってわかりにくく、簡素な制度が望ましいことから、平成19年案どおり廃止とする。

【検討内容（所得制限）】

- ・ 制度創設当時とは、高齢者を巡る状況が大きく変化（高齢化の急激な進行、高額療養費等医療保険制度の整備等）していることから、現行制度はなんらかの見直しを行うべきと考えられる。
- ・ その場合、低所得者を対象とする制度では、市町村民税非課税を基準とする例が多いことから、所得制限は平成19年案どおり市町村民税非課税とすべきとの意見が多かった。
- ・ なお、平成19年案及び今回見直し案では受給者の減少幅が大きいことから、財源確保は図れないとしても、所得制限の見直しは行うべきではないとの意見があった。
- ・ こうした中で、検討会議としては、平成19年以降の社会保険料の増加等社会経済情勢の変化を踏まえれば、今回の見直し案では、平成19年案から所得税非課税水準に引き上げることが望ましいとのまとめになった。
- ・ また、現受給者に対する経過措置については、設けるべきではないとの意見もあったが、受給者の減少に配慮し、激変緩和として最大5年間の経過措置を設けることが適当と考えられる。

3 施行時期等について

案	考え方	平成19年案の考え方どおり
	具体案	○自己負担割合 平成27年4月～（経過措置なし） ○世帯類型・所得制限 平成27年8月～（経過措置あり）

【検討内容】

- ・ 自己負担割合については、国制度との整合性を速やかに確保するため来年度当初からの実施とする。
- ・ 世帯類型・所得制限については、新基準による所得判定が可能となる直近時点（8月）からの実施とする。

<参考> 検討の前提（8月8日懇談会での確認事項）

- 平成19年9月に全市町村と京都府で確認した見直し案をベースに検討する。
- その際、以下の点も考慮すべき。
 - ・ 平成19年の確認以降7年間の社会経済情勢の変化
 - ・ 子育て施策等とのバランス（世代間の格差是正）
 - ・ 厳しい財政状況の下での財源確保

老人医療助成制度の概要

- ◆趣 旨 高齢者の医療に係る経済的な負担を軽減し、高齢者の健康の保持・増進を図る。
- ◆制度開始 昭和45年10月
- ◆対 象 者 65歳～69歳
- ◆所得制限 特別世帯(寝たきり、単身者、高齢者のみの世帯等):老齢福祉年金の所得制限を準用
一般世帯(上記に該当しない者) :所得税非課税世帯
- ◆自己負担 医療費の1割
- ◆事業費負担割合 府:1/2, 3/5, 2/3 市町村:1/2, 2/5, 1/3 (市町村の財政力によって補助率が異なる)
- ◆平成26年度
当初予算額 2,385,815千円(※うち臨時特例分360,000千円)
※国制度見直しに伴い26年度に発生する窓口負担の「逆転現象」を解消するため、
金額府負担により臨時特例事業を実施
- ◆平成26年度
受給者数 約6万人

平成19年市町村合意事項

対象年齢	65歳～69歳
自己負担割合	3割 → 2割に軽減(現行3割 → 1割) ◎70～74歳の自己負担割合及び自己負担限度額に合わせる
所得制限等	世帯全員が市町村民税非課税 ◎世帯類型の区分を廃止
新制度適用 年 月 日	平成20年4月1日～ 自己負担割合の変更 平成20年8月1日～ 所得制限等の変更
経過措置	現行制度受給対象年齢の者(H20.7.31までに満65歳に達する者)については、満70歳に達する(H25.7.31)までの間、現行所得制限を適用